CATHOLIC KYOTO DIOCESE

Catholic Chancery Office

Kawaramachi Sanjo Agaru Nakagyo-ku, KYOTO, 604-8006 JAPAN

TEL: -81-75-211-3025 FAX: -81-75-211-3041

Kyo.Prot.N.26/2012

司祭・奉献生活者・信徒の皆様へ

カトリック京都司教区

〒604−8006

京都市中京区河原町三条上ル TEL:(075)211-3025 FAX:(075)211-3041 e-mail:curia@kyoto.catholic.jp

女性の祭壇奉仕について

十 主の平和

典礼において女性が祭壇で奉仕をすることは、すでに京都司教区内の多くの共同体で実践されていますがその規定に関してこれまで明確に通知されておりませんでした。女性による祭壇奉仕については、教皇庁典礼秘跡省指針『あがないの秘跡』(2004年)で以下のように述べられています。

「少女や女性たちにも、教区司教の決定により、定められた規則を守って、このような祭壇奉仕を認めることができる(47)」

よって、京都司教区司教として、わたくしは2012年4月1日をもって正式に、すでに多くの共同体で実践されている女性の祭壇奉仕について、実施していくことを確認します。

しかしながら、カトリック教会において、少年が祭壇で侍者として奉仕するという伝統は、司祭召命への発展に導くものとして大切にされてきました。そのために、本来的に少年が祭壇で奉仕することはいつも大切にされていかなければならないことを確認しておきたいと思います。同『あがないの秘跡』おいて、以下のように記されています。

「慣習的に奉仕者(侍者)と呼ばれる少年や若者が祭壇奉仕者にならって祭壇奉仕を行い、彼らの理解力に応じて、その役割についてカテケジスを受けるという好ましい習慣は、概して維持されてしかるべきである。実に多くの聖職者が、幾世紀にわたって、このような少年たちの間から輩出されてきたことを忘れてはならない(同 47」

少年少女の祭壇での奉仕によって、典礼が一層豊かにされ、神の民の祭司職がよりよく果たされるように祈念しております。

2012 年 4 月 1 日 カトリック京都司教区司教 パウロ大塚喜直